

御巫清直の神宮觀

—特に神朝廷論を中心として—

神宮出仕

吉川竜実

はじめに

- 一 清直の皇大神宮相殿神論
- 二 職掌（内人・物忌）考
- 三 清直の神嘗祭觀
- 四 外宮（トツミヤ）思考
おわりに

補注

はじめに

外宮御巫内人であり、『倭姫命世紀』の最大の研究書『太神宮本記歸正鈔』の著者として世に知られる、幕末から明治にかけて生きた神宮学の泰斗、御巫清直（文化九年一月十五日～明治二十七年七月四日）のこれまでの研究は、専ら彼

の持つ考証学的な側面についてであつて、その考証の背後にある思想的な面については、管見の及ぶ限り何ら言及されていないのが現状である。従つて、本論文においては、

- 1、皇大神宮の相殿神として清直は如何なる祭神を考えていたか
- 2、神宮の職掌（内人・物忌）についての清直の解釈とは
- 3、神宮祭祀の最重儀たる神嘗祭を清直はどう理解していたか
- 4、外宮（トツミヤ）を内容に対しどのように捉えていたか

の四点を考察することにより、そこに内在する彼の一貫した思想を導き出し、それを検討して、清直の有する神宮観の一側面を考究してみたい。

一 清直の皇大神宮相殿神論

御巫清直は神宮祭祀について極めて多くの考証を行つてゐるが、私見によるとその考証の基本的路線とも言つべき思想が、彼の種々の著作の中に見て取ることができる。その思想というのは、『古事記』に、
天皇亦頻詔ニ倭建命、一言ニ向和平東方十一道之荒夫琉神、及麻都樓波奴人等一而（略）故、受命罷行之
時、參ニ入伊勢大御神宮、拜ニ神朝廷、（略）倭比賣命、賜ニ草那藝劍、（略）那藝二字亦賜ニ御囊一而、
とある条項の「伊勢大神宮は即ち神朝廷である」と言う清直の強い意識である。この思想は嘉永二年外宮遷宮の翌年四月に成稿した歌集『新續神祇百首和歌』の次の二首に端的に表現されている。即ち、

立 春

九重に大内山もかすむらむ

神の朝廷は春立ぬなり

伊勢の大宮を神のみかと、申事は古事記にや載られけむけに何事も百敷の大内になすらへ給ひて天の下の諸社に異なりとなむ定めさせ給ひし

祝

天地と共に榮えむ神垣を

こゝろせまくも思ひけるかな

日本書紀に載せられし皇大神の勅に曰寶祚之隆^{ムカヒ}當^{シテ}與^ニ天壤^ノ無^ル窮者矣とけふも万千秋の長秋に大内と共に永く久しく榮えましまさむ神の朝廷なるをなそかくはと思はる、ふしのなきにしもあらぬは夏の虫の水をうたかふよりもなほはかなかるへきにや

と詠んでおり、清直は大内（朝廷）と神宮（神朝廷）の密接不可分の関係を説いていいるのである。更に、それは彼の著書である『神朝本記』『神朝尚史』『神庭史料』（傍点筆者）等の書名よりも神宮＝神朝廷という彼の神宮觀を伺うことができるよう。

それでは、この神宮＝神朝廷との概念は彼が神宮考証学を構築する上で如何にその著述の中に反映されているだろうか。以下それについてみていくこととする。

先ず始めに、清直の皇大神宮相殿神論について取り上げてみよう。皇大神宮の相殿神として如何なる祭神が奉齋さいれているか、従前より様々な諸説があるが、次の、

- 1、天手力男命と萬幡豐秋津姫命（または思兼命）〔『皇大神宮儀式帳』・『古事記』等に依る〕
- 2、天児屋根命と太玉命〔『太神宮參詣記』・『太神宮本記』等に依る〕

の二つの祭神説に大別する事ができる。

これに対する清直の学説は天保八年八月に成った『二宮相殿神考證』において示されている。つまり、

弘安九年参詣記云。僧云。延暦儀式帳ト申ハ。太神宮公家ニ注申ケル文也。然レハ相殿ヲハ手力男命。并萬幡豊秋津姫トモ注也。然ニ春日大明神。太玉命ト申サハ彼文ニ相違スヘキ也ト申。俗云。儀式帳ニ其旨ヲノスト云ヘトモ。(イ記ニ作ル)本説ナク證據ヲ見ス。春日大明神。太玉命オハシマス事ハ日本紀等ノ説也。疑フヘキニハアラス。日本紀曰。高皇產靈尊詔シテ曰ク。我ハ則天津神籬及天津磐境ヲオコシタテ。我御孫ノ御為斎奉。天兒根命。太玉命ニ宣ク。天津神籬ヲタモチテ葦原中國ニ降臨リ。又我御孫ノ御為ニ斎奉。則二柱ノ神ヲツカハシ。天忍穗耳命陪從テ以テ天降シ奉ル。此時天照太神。御手ニ寶鏡ヲモチテ。天忍穗耳命ニサツケテ。祝テノ玉ハク。吾兒此寶鏡ヲ視事。マサニ吾ヲ見カ如ニシテ。床ヲ同シ。殿ヲ共ニシテ。以テ斎ノ鏡トスヘシ。又勅スラク。天兒根命。太玉命惟爾二ハシラノ神。又同ク殿内ニ侍テ。ヨク防護奉ル事ヲナセト侍リ。其御誓ヲ背テ爭カ春日大明神モハナレ奉リ。天照太神モステ給ヘキヤ。

とあり、「書紀」の神鏡奉斎の神勅、同床共殿の神勅に基づいて、清直は1説を否定し、2説を肯定しているのである。そして、その根拠として、同書で、

大嘗會神殿行幸ニ。春日大明神御子孫大中臣氏人。左ニ立テ臨幸ノ祝言ヲ奉リ。太玉命御子孫斎部ノ氏人。右ニ立テ神璽鏡剣ヲ奉ル。此心トナン承。カヽリケレハ。太神宮ニテハ春日大明神ヲ左相殿ト申。太玉命ヲ右相殿ト申。御體ヲ守リハナレ奉給ハス。

と述べており、^⑤

【朝廷（大嘗會神殿行幸）】

天 皇
 中臣氏（左）
 斎部氏（右）

【皇大神宮】

天照大神 └ 天兒屋根命（左相殿神）
太玉命（右相殿神）

右図の如く、天皇＝天照大神、朝廷＝皇大神宮（神朝廷）の思想に依拠して、内宮相殿神の祭神を2説に規定したのである。但し、1説の思兼命については、同書に、

按此説、儀式帳ヲ捨テ本記ニ據レリ。實ニ確論ナリ。然シテ古事記ニ、思金神ト云フニ合セス。如何。然ルニ兒屋命、思金神一神二名ナルヘキ由、伴信友、平田篤胤等ノ説アリ。古史徵ニノス、其當否ヲ知ラサレトモ、彼説ノ如クナラハ、神宮ノ古記、古事記ニ合スト云ハムカ。

とある如く、清直は、信友・篤胤が主張する天兒屋根命・思兼命同神異名説の可能性が存することを示唆しているのである。

二 職掌（内人・物忌）考

『皇大神宮儀式帳』・『止由氣宮儀式帳』に神宮の職掌（内人・物忌）にどういうものがあり、どのような職務を掌つていたのか詳細に説明がなされているが、清直はその職掌（内人・物忌）を総括的にどう解していたのであろうか。それは、『太神宮本記歸正鈔』卷第一、木乃國奈久佐濱宮の条の「舍人」の項に、

講述鈔ニ、漢書曹參傳ノ注ニ、舍人猶家人也、トアルヲ引テ、舍人ハ國造ノ家人ナリ、ト註スルハ甚非ナリ。日本書紀、仁德天皇卷、近習舍人、武烈天皇卷、左右舍人アリ。古事記、万葉集ニモ舍人ト見エ、續日本紀ニ内舍人大舍人アリ。職員令ニ、左右大舍人寮アリ。並ニ舍人ノ字ヲ止禰利ト訓ス。天皇及親王ノ左右ノ雜使ニ供スルモノヲ指ス稱呼ナリ。皇大神ハ萬事ヲ宸儀ニ准スル例ナル故ニ、近侍ノ使人ヲ同ク舍人ト謂ヘルナリ。但内宮鎮

座ノ後ハ宮中ニ昵近スルヲ内舍人ト稱シ、宮外ノ事務ニ預ルヲ舍人ト稱ス。（略）内人ハ内舍人ノ略稱ナルコトヲ辨知スヘシ。（略）サレハ内人ト略書シテモ猶宇登禰ト訓スヘキヲ、宇知宇登或ハ宇知牟登ナト唱フルハ故實ヲ忘レタル後世人ノ謬稱ナリカシ。

とあり⁽²⁾、また同書卷第一、吉備國名方濱宮の条の「采女」の項に、

日本書紀、仁德天皇卷二、采女磐坂媛、又古事記、朝倉宮卷三ハ、三重媛。万葉集、政事要路ニモ、駿河媛女ニ作レリ。職員令、采女司アリ。續日本後紀ニ、采女擎^ケ御孟^ヲ來授^ミ陪膳采女^ニ。又西宮記ニ、節會陪膳采女奉仕、ナト見エタル如ク、朝廷ニシテ益酌陪膳ノ事ヲ掌ラシムル為ニ諸国ヨリ奉進スル女ノ稱ニシテ、倭名鈔ニ、伊勢國三重郡采女、宇禰^トアル郷名ノ如ク字禰倍トモ宇禰免トモ訓ス。舍人ノ例ト同ク、宸儀ニ准シテ皇大神ノ使女ニ国造ノ貢進スル女ヲモ采女ト稱スルナリ。但内宮御鎮座ノ後ハ采女ノ稱ヲ物忌ト改號セラレシニコソ。

とあつて⁽³⁾、概ね

イ、舍人とは天皇及親王の左右の雑使に供する者であり、采女とは朝廷において益酌陪膳の事を奉仕する為に諸国より貢進された女を指すこと

ロ、朝廷に於ける舍人の職掌は、神宮では内人（元来、内舍人と訓す）となり、又、同様に采女は物忌となることハ、それらの起源は、宸儀（朝廷）に准じて天照大神（神朝廷）に仕えるべく設置されたことの三点を指摘し、天皇（朝廷）・天照大神（神朝廷）の思想に立脚して、舍人、采女（朝廷）・内人・物忌（神朝廷）の図式を想定し、これららの職掌を捉えていた。

更に、清直は御巫内人に関して、『イ工獨語』（天保十年五月作）の中で次の様に説いている。

①朝廷ニシテ宮地ノ靈神、及御井神、御川水神等ヲ奉斎スルハ座摩御巫ノ任ナル事本文ノ如シ。神宮ノ御巫モ御井神ヲ祭ル事年中六度、宮地ノ神ヲ祭ル事年中三度ノヨシ延暦儀式帳ニ載タリ。内宮ニハ宮地ノ四至神、及宮比、

矢乃波々木神ノ祭ヲモ御巫掌ルヨシ建久年中行事ニ委曲ナリ。是亦朝廷ノト一致タリト謂ヘシ。⁽⁹⁾

②朝廷ノ御門祭ニ御巫奉仕スル事如此シ。神宮ノ御巫御門神祭トテ別ニ行フコトハナケレト、二月月初午祭ノ日御巫執祓詔詞ヲ申シ、幣杵等ヲ御門神及宮廻神等ニ供セシム。是亦同儀力。⁽¹⁰⁾

大八洲靈神ヲ神宮ノ御巫奉斎スル所見ナケレト、内宮建久年中行事ニ御巫内人、天津神國津神、八百萬神等ヲ奉斎スル事見ユ。國津神ノ祭祀ニ預ル事ナシトモ謂カタキ力。⁽¹¹⁾

③六月十二月ノ御贍及毎月晦日ノ御贍祭ハ御巫專ラ行事シテ災禍ヲ解除ス。神宮ノ御巫モ古ハ毎月晦日祿宜内人等ノ各館ヲ祓除シ、六九十二月ノ三節祭ニハ、供御ノ御贍及職掌人等並斎館ヲ祓淨ル事ヲ掌ルヨシ延曆儀式帳ニ載タリ。朝廷ノ御贍ヲ掌ルト同儀力。此外朝廷ノ御巫ノ行事ト神宮ノ御巫ノ職掌ト彼是比照スルニ、一致ト見ユル事枚挙スルニ遑アラス。但朝廷ノハ大御巫、御門御巫生鳴御巫、座摩御巫等數人アリテミナ女子ナリ。神宮ノ御巫ハ男子ニシテ、壱人ノミナリ。^(内二ハ後二加補)故ニ若干ノ行事ヲ兼勤ス。歳移リ物革リテ、今ハ同名異職ノ如クナリタレトモ、其本源ヲ尋テ考フレハ職掌ノ因准セル事上件ノ如シ。然レハ神宮ノ御巫ハ朝廷ニ御巫アルニ准シテ其職ヲ置レ、所掌モ亦彼ニ因テ定メラレシト知ラレタリ。⁽¹²⁾

①②③より、神宮の御巫内人の職掌は、朝廷の御巫のそれと同種のものであり、朝廷の御巫に准じて神宮の御巫内人が置れたことを論証している。

ところで、清直にとって、このような考察は現実的にはその職掌上、どのように活用されたのであろうか。それは、同書に、

外宮寛永引付云。鉤始儀式之覚。御巫役一人。冠。黒裝束云々。

寛文正遷宮記云。御巫内人清平。冠衣。外宮子良館祭奠式云。初午神事。御巫内人。冠衣。

按ルニ近古ハ黒染ノ布ノ袍ヲ着シテ奉仕セシ事本文ノ如シ。故ニ後ニハ其流例ニ從テ改メス、輪無ノ紋紗ノ黒

袍ヲ着セリ。無位ニシテ四品ノ位袍ヲ着シ、神朝廷ニ拜趨スル事僕上トヤイハム。不明トヤイハム。尊神ハ冥昧恥カハシク、ハタ恐多カレハ、イカテ上古ノ本儀ニ復シテ、常祀ニハ絹ノ明衣、造宮ノ諸祭ニハ布ノ明衣ヲ着シテ奉仕セマ欲ク思ヒワタリスルニ、嘉永六年二月叙位セラレシカハ、六月由貴祭ヨリ緑袍ヲ着シテ奉仕スル事トナリヌ。（傍点筆者）

と見られるように、自ら考査した所に沿つて、従前の誤った服制を本儀に復し〔上位ノ黒袍より下位の緑袍ヘ〕神明に奉仕したのであつた。換言すれば、考証を単なる机上の空論に終わらせずに実行に移す学者であつたと言えよう。

三 清直の神嘗祭観

神宮恒例祭典中最重儀たる神嘗祭は古来より現在に到るまで、皇大神宮では、

九月十五日

御
ト

十六日　由貴夕大御饌之儀

十七日　由貴朝大御饌之儀

御
ト

御神樂

の形式で斎行されている。その神嘗祭と清直の神宮ニ神朝廷という思想との関連について以下論述したい。

まず、I 興玉神祭についてであるが、當時興玉神に対する一般の解釈としては、天照大神の大宮地の神（または猿田彦大神）であるとの考え方⁽¹⁴⁾が強く、興玉神祭とは、その神を鎮めるべく執り行われる祭典のこととされて来た。しかし、それについての清直の解釈には、独自のものが存する。『新續神祇白首和歌』所載の歌に、

をきたまに魂をきすらし契つる

ゆふへもまたすいなむと思ふは

三をりの祭の十五日の夜をき玉の神態を行ふ處をやかてをきたまの御前とよふめりをき玉は魂を招くこゝろにて鎮魂祭と同儀なるをはやくより興玉とさへあやまりて神の名とせるもの、見えしかかふはうけかたくなる今はふるきによりてよめるなり。

とあり、『¹⁵イ工獨語』に、

神祇官西院ノ八神殿ニ奉祀スル八柱等ヲ天皇ノ鎮魂神ト稱シ、平生大御巫コレヲ奉齋シ、殊ニ十一月中寅日鎮魂祭ヲ行フ。（略）抑鎮魂トハ職員令集解二人陽氣曰レ魂ト、魂運也、言招ニ離遊之運魂^ヲ鎮^ル身體之中府^ニ、故ニ^テ鎮魂トアルカ如ク、此等ノ神等ヲ奉祭シテ天皇ノ離遊ノ御魂ヲ招鎮シ奉ラム事ヲ祈ル行事ナリ。（略）然テ神宮ニシテハ内宮ニ六月九月十二月ノ十五日興玉神事アリ。御巫内人專ラ之ヲ行フ。¹⁶興玉ハ招魂ノ假借ニテ則チ皇大神ノ離遊ノ御魂ヲ奉招シテ本所ニ鎮祭スルヲ云フ。（略）然レハ朝廷ニ鎮魂祭アリテ大御巫事ヲ行ヒ、神宮ニハ招魂神事アリテ御巫内人コレヲ掌ル。元來一致ノ職掌ナレハナリ。因云、興玉神事ヲ猿田彦ノ神祭ナリト人ミナ思フメリ。サレト古書ニ明文ヲ見ス。故實ヲ考テ正キヲ取ルベシ。

とあつて、從来の興玉神祭に対する説を退け、興玉神祭は朝廷の新嘗祭（大嘗祭）における鎮魂祭と同じ主旨の御祭であるとの新説を展開している。この説は神宮ニ神朝廷の思想より來ているものと見られよう。

次に、II由貴夕朝大御饌之儀についてはどうであろうか。慶応元年六月神嘗祭古儀復興の為、祭主藤波教忠の諮詢に答申すべく上京した折、著した『三宮由貴供具辨正』内宮由貴供具の部、「御饌」の項に、

神嘗祭ノ由貴ノ大御饌是ナリ。抑伴ノ料田ハ、儀式帳ニ、宇治田一町、御膳料^{ミケノ}トアリテ、皇大神御鎮坐ノ時ニ

定メ給ヘル御饌田ナリ。正月吉書始ニ此田ノ堰溝修理ノ事ヲ仰下サレ、二月鍬山祭、四月風日祈御笠ノ神事アリ。

五月ニ田殖ノ式アリ。七月ニ亦風日祈祭アルモ、皆是神嘗ノ由貴御饌ヲ無異ニ聞食シメ奉ムノ御祈ナリ。大嘗、

新嘗ノ朝家ノ御祭ト同一ノ重典ニコソ。

と存し、神嘗祭由貴大御饌之儀は朝家ノ大（新）嘗祭と同一の重典であるとした上で、安政五年三月撰述の『豐受大神寔錄』において、

①復見テ天照大神當キ新嘗ス時ト。則陰放ニ戻於新宮。一書云。及レ至ルニ日神當キ新嘗ス時ト。素戔鳴尊則於新宮御席之下。
陰自送糞ラクソマル、日神不レ知サ。徑坐タマツマツ二席上ニ。由レ是日神拳體不平。

按ルニ古事記ニモ、亦其於聞タマツマツ之殿上戻麻理散シキ、故雖然為スレ、天照大御神者登加米受而告、如レ戻醉而吐散ス、散登許曾、我那勢之命為シラメ如此、登詔雖レ直猶其惡態不マ止、トアリ。素戔鳴尊神德ニ帰化セス、皇大神ノ新穀ヲ収穫シ、供御ニ備ヘムト為シ給フニ及テ、豐受大神ノ靈德ニ報ムト大嘗ノ新殿ヲ造立シ、其神殿中ニ神座ヲ設テ、朝夕ノ御饌ヲ奉進スヘキ料ノ所謂由貴殿、須紀殿ヲ妨汚シ給フヲ謂フナリ。⁽¹⁸⁾

②按ルニ皇大神石窟幽居ノ日、衆神議シテ豫メ新殿ヲ造立シ、出御アラハコレニ奉遷シ、大新嘗ノ大禮ヲ改メ行ハシメムトスルナリ。後此瑞殿ニシテ豐受大神ニ報徳ノ祀典ヲ行ハレツラム。其儀史籍ニ闕漏スト雖モ、皇孫天降ノ後行ハル、所ノ大嘗ノ祭式、一ツシテ此時ノ典故ヲ傳ヘサルコトナシ。日本紀一書ニ、天照大神勅曰シテ「以吾高天原知御齋庭之穗イホホ」、亦當御於吾兒カニ、トアル齋庭ハ此新嘗ノ祭庭ヲ謂フナリ。

大嘗會中臣壽詞ニ、皇孫尊波高天原仁事始天、天都日嗣乃天都高御座仁御坐天、天都御膳遠長御膳シキ乃遠御膳止、千秋乃五百秋仁、瑞穗遠平介久安介由庭仁所知食止、事依志奉ミシキ天降坐、トアルヲ以テ相證スヘシ。新嘗ノ大禮ヲ行ハル、コト、是時ヲ以テ元始トスルコト自ラ明瞭ナリ。⁽¹⁹⁾

③按ルニ天津彦火瓊々杵尊、日向國ニ降到リ、宮崎宮ヲ經營シテ天業ヲ治メ賜ヘル時ニ、始テ狹名田、渟浪田ヲト

定シ、皇大神ノ吾高天原所ニシテ御ニ齋庭之穗、亦當レ御於吾兒、ト詔テ授賜ヘル天狹田長田ノ稻穂ヲ播種シ、コレヲ
収穫シテ新嘗ノ齋庭ヲ設ケ、御食津大神ニ報嘗セラレシナリ。是レ中國ニシテ大嘗ヲ行始メラレシ元始ナリ。是
レヨリ以後大嘗新嘗ノ儀ハ絶エス行ハル、大禮ニシテ、引證スルニ違アラス。⁽²⁰⁾

④按ルニ崇神天皇、天祖授賜ノ神器ノ威勢ヲ畏敬シテ、同殿ニ共住シ給コトヲ不安トシテ、代靈ヲ造ラシメテ、コ
レヲ護身ノ御壇トシ、傳来ノ靈鏡ヲハ笠縫邑ニ別殿ヲ創立シテ、コレニ奉遷安置シテ天照大神ト奉稱ス。古語拾
遺ニ謂フカ如ク、自是以前ハ帝與神其際未^ト遠⁽²¹⁾同^{カラクシ}殿共^{ニシ}床^ヲ、以^テ此為^レ常^ト、故神物官物亦未^ニ分別^セシカハ、何事
モ唯一ナリツルニ、此時天皇ト天照大神ト剖分シ給ヒテ、御食津神モ副賜ノ神靈ハ天照大神ノ御食津神トシ、大
神ニ附シテ宮外ニ奉出シ、神祇官西院ノ天津神籬ニハ代靈ヲ置カル、コト無ク、榊ヲ以テ神體ト為シ、天皇ノ御
食津神ト奉齋セラル、コト⁽²²⁾（略）

⑤垂仁天皇廿五年、遂ニ伊勢國度會郡宇治鄉ノ伊須受河原ニ大宮處ヲ定テ、萬世不易ノ太神宮ト安鎮奉座ナシ奉キ。
其時ヨリ天宮ノ大新嘗ニ擬シテ神嘗祭ヲ始行セラレ、由貴ノ御饌ヲ宮中ニ創立シ、其殿ニシテ由貴ノ供膳ハ調備
セラレキ。

とあり、大（新）嘗祭と神嘗祭との起源と発生が、齋庭の稻穂の神勅を中心にして、神代より連関性があり、両者の
密接な相互関係を論じてゐる。そして、その論の中核である神勅の「齋庭」に関する考証は、「太神宮本記歸正鈔」
卷第四、大田命条の「宇治土公祖大田命」の項で、

⑥大田命ハ猿多毘古神ノ末裔ニテ古來宇遲國ノ土公タリシニ、此時參相テ神田ヲ獻進シ、御鎮坐ノ後内人ノ上首ト
ナリテ奉仕シ、其子孫其職ヲ襲ヒ姓氏ヲ宇治土公ト稱ス。故ニ大田命ヲ以テ宇治土公氏ノ祖ト謂ヘルナリ。抑其
鼻祖トスル猿田彦神ハ（略）今按ルニ猿田ノ二字ハ、サルタトイハス、サダト訓スヘシ。日本紀ニ、應^シ到^ル伊勢
之狹長田五十鈴川上^ニ。又鎮坐傳記ニハ、狹長田之猿田彦大神トイヘリ。伊勢ノ狹長田ト稱スル地ニ住坐セル趣ナ

り。其狹長田ハ日本紀ニ、天照大神以^テ天^ヲ狹田長田^ヲ為^テ御田^ト、又以^テ其稻種^ヲ始殖^ウ于天^ヲ狹田及長田^ニ、ナトアルニ准シ、此國土ニシテモ皇大神ノ伊須々河上ノ御田ヲ狹田長田ト稱シ、約シテハ狹長田トモ云ヒシヲ前ニメクラシテ神世ノ言語ニモ係ケ、其狹田ヲ以テ神名ニ負セテ語傳ヘシナリ。依テ神皇正統記ニハ既ク、狹田彦ト云神、ト書レタリ。又鹽尻ニモ、按狹田彦宜訓^ス左多比古^ト乎、猿長田者日本紀所謂^ル狹田長田也⁽²³⁾。依^テ別名ニ所^レ號歟、今三州猿投或書^{ハス}「狹投」、然則猿田彦者狹田彦歟、ト注セリ。是等ニ從フヘシ。^(略)然テ此神ハ神代ヨリ宇治一郷ノ地主ト為テコ^ト、ニ住シ、數世ヲ經テ大田命ニ至レルナリ。大田ト稱スル義ハ儀式大嘗祭ノ條ニ、次トニ定御田六段^ヲ、田稱^ニ大田^ト、稻稱^ニ撰子稻^ト、トアル大田ノ義ニテ稱セシナリ。是亦皇大神ノ神嘗祭ノ由貴御饌料田ヲ朝家ノ御田ニ准シタルナルヘシ（略）。

とある様に、高天原の齋庭である天狹田長田は、伊勢にあつては、大田命（狹田彦の末裔）が皇大神に獻進した神嘗祭由貴の御饌料田である狹田長田（約して狹長田ともいう）のことを指し、その御田は朝家の大嘗祭の御田である大田に准じて設けられたとする。凡そ、これまでのこと^ヲ図示すると左の如く表されよ。

△高天原▽ 神代 ▲史料①②より▼

大 新 嘗 祭



天照大神^ヲが由貴殿・須紀殿に於いて
天^ヲ狹田長田^ヲの稻穂^ヲで以て豐受大神を祭る⁽²⁵⁾

△中國 I ▽瓊々杵尊^ヲ崇神天皇の御代 ▲史料②③④より▼

大 新 嘗 祭

（神皇一体）

←

天皇（即天照大神）が新嘗の斎庭に於いて
狹名田渟浪田の稻穂で以て豐受大神を祭る

△中國II▽崇神・垂仁天皇以後（史料④⑤⑥より）

（天皇と天照大神と剖分す）

〔朝廷〕
新嘗（大嘗）祭
〔神朝廷〕
神嘗祭

←
←

天皇が由貴殿・須
紀殿に於いて大田
の稻穂⁽²⁶⁾で以て豐受
大神を祭る⁽²⁶⁾
天皇が齋王（即天皇）が皇大
神宮に於いて狹田長田
（大田命獻進）の稻穂で
以て天照大神を祭る

右図の様に、清直は、天皇と天照大神とは、崇神天皇の御代に剖分されたが、元來は御一体であり、△中國II▽における朝廷の大嘗祭も神朝廷の神嘗祭も、△高天原▽及び△中國I▽齋行の大新嘗祭に、その主願は直結するものであり、そのスタイルに擬して祭典（大御饌之儀）が執行されることを主張する。

それから、III御神樂についての清直の所感を見てみよう。慶応二年四月作の『神嘗祭御遊考實』序文において、彼は、二宮神嘗祭御遊ノ儀ハ、惣テ朝家ノ大嘗會、新嘗祭ノ式ニ因准シテ行ハル。サレハ大嘗會ニ、神祇官小忌侍從以

下ノ和儀アレハ、勅使以下ノ倭儀アリ。又五節ノ舞姫ノ舞アレハ、齋宮女孺ノ五節アリ。又久米舞アレハ、鳥子名舞アリ。又大直歌アレハ、御饌歌アリ。又大歌アレハ、伊勢歌アリ。又舞人、歌人、琴師、笛工等ニ青摺ヲ着セシメ給フコトアレハ、鳥子名、琴生、歌長、笛生等ニ青摺ヲ賜フ。萬事朝儀ニ異ナラサルコトヲ熟ク辨知シテ後ニ其沿革ヲ考究スヘン。

と語つており⁽²⁸⁾、朝廷の大嘗會、新嘗祭で執り行われる舞楽と神宮の神嘗祭で奉仕される舞楽とを比較し、朝廷と神宮の舞楽は必ず照応するものであるとの所感を保持していたことが容認される。

要するに、清直は、神嘗祭を構成している各々の祭儀（I 興玉神祭・II 由貴夕朝大御饌之儀・III 御神樂等）を考証するに当つて、神宮Ⅱ神朝廷との思想を以つて行つたのである。

そして、この思想は、神嘗祭だけでなく、それを含めた神宮の諸年中行事にも適用されている。⁽²⁹⁾つまり、『大神宮ノ事ハ諸社ニ異ナル事考』で、

仍テ年中ノ行事モ凡テ朝儀ニ准セラレ大嘗新嘗祭ニ同ク神嘗祭アリテ由貴主基ノ御饌五節豊明ノ旧儀ヲ行ハシメラレ月次祭モ同クコレニ准セラル元日ノ節供屠蘿白散朝拝四方拝宴會ヨリ始テ七日供若菜卯日献卯杖十五日献御粥進御薪木等ノ行事ヲ行ヒ二月以下十二月晦日追儺ノ燈油神事ニ至ルマテ數十度ノ神祭凡テ朝家ノ行事ト異ナラスサルヲ維新ノ日改滅シテ明治祭式ノ新制ニ係ルト雖モ猶其旧儀ハ遺存シテ諸社ノ如キ神輿ヲ昇廻リ巫舞ヲ奏シ流鏑馬走馬猿樂獅子舞山桟舞物等ヲ以テスル俗祭トハ異ナリ其君臣ノ祖祭ノ法ヲ懸隔雲泥ナリトゾ謂ツヘキと記しており⁽³⁰⁾、それが、清直の神宮祭祀觀のベースになつていたことが察せられる。

四 外宮（トツミヤ）思考

清直の神宮觀を考察するにあたり、これまで内宮を中心として捉えて來たが、内宮に比して外宮をどのように彼は

見ていたかを確認する事無しには、彼の神宮觀がもう一つ鮮明に浮かんでこないと思われる。よつて、それを究明することにする。清直の外宮（豊受大神）に関する著作は頗る多く『豊受神靈由來或問』はじめ『豊受大神寔錄』『豊受大神ハ食物ノ大祖神ニマシマス事』『豊受大神宮四至考』『外宮御域境界之事』『豊受大神宮裝束神寶通證』『麻奈井神社考』『御饌殿事類鈔』等がある。その中でもとりわけ晩年の作（明治二十三年五月成稿、七十九歳の時）である『御饌殿事類鈔』は清直の外宮觀を集大成した重要な書として位置付けられる。その書で、

今按スルニ、神龜年中御饌殿造立ノコトハ儀式帳ノ正説ニ參差セル虛妄説ナル由ハ、名鳴政方カ晤語、橋村正兌カ外官儀式解ノ二書ニ辨駁セルカ如シ。御饌殿ハ、雄略天皇ノ御世、皇大神ノ神誦ニ、丹後國ニシテ奉供スル御饌ヲ吾許ニシテ進奉スヘク宣セサセ賜フニ依テ、度會ノ山田原ニ御殿ヲ造立シ、毎日朝夕ニ皇大神ノ御氣ヲ供進スル所ト定メサセ賜ヘリ。延暦儀式帳、大同供奉神事本記ニ載スルカ如シ。其殿ハ宇治郷ノ内ニ在ラス、沼木郷ノ外ニ離レテ建テル宮ナルヲ以テ、天皇ノ離宮ヲ常都宮トイフニ准シ、内宮ニ對ヘテ外宮ト號シツラム。其殿ニシテ供備スル御氣ノ報酬ノ為ニ、始祖豊受大神ヲ御饌殿ノ西南ノ地ニ宮殿ヲ造テ奉齋セシメ、其宮ヲ豊受大神宮、又度會宮ト称ス。仍テ古事記ニ、登由宇氣神ハ外宮之度相ニ坐スト謂ヘルナリ。御饌殿ノ外宮ノ在地ニ同ク建テル度相ノ宮ニ豊受ノ神ヲ令^レ坐ト云フ意ナリ。

と述べ^{〔21〕}、また、『豊受大神寔錄』に、

字治郷内宮ノ外ナル沼木郷ニ天照大神ノ御饌殿ヲ建ルヲ以テ、是ヲ外宮ト號フ。内裏ノ外ナル離宮ヲトツミヤト称スルニ同シ。其御饌聞シ食ス外宮ノ地ニ豊受大神ノ大宮ヲ造立シテ神靈ヲ安鎮シ奉ル。其祠ヲ度相宮ト號セラル。

とある。^{〔22〕}即ち、彼の論説するところを纏めると、

i 御饌殿の造立については『止由氣官儀式帳』等の伝承を尊重して雄略天皇の御代とし、外宮をトツミヤと称する

ことにその意義があること

ii その創始の形態は、現存するような規模の豐受大神宮が始まからあつたのではなく、御饌殿のことを外宮としていたこと

iii 豊受大神宮が御饌殿の西南の地に創立されたのは、天照大神に供備する御饌の報酬によるものであることとなるが、このよろな主張に到つた理由は何か。それは、繰り返し引用するが、「其殿ハ宇治郷ノ内宮ノ内ニ在ラス、沼木郷ノ外ニ離レテ建テル宮ナルヲ以テ、天皇ノ離宮ヲ常都宮トイフニ准シ、内宮ニ対ヘテ外宮ト號シツラム。」「是ヲ外宮ト謂フ。内裏ノ外ナル離宮ヲトツミヤト称スルニ同シ。」と見られる如く、

〔天　　皇〕　内　　裏　　離宮（常都宮）
〔天照大神〕　内　　宮　　外宮（トツミヤ）

との構図が清直に存したからであろう。⁽³³⁾ この構図はまさしく、神宮＝神朝廷との思想に帰結するものと言える。

尚、外宮を「トツミヤ」と称することに重大な意味があることを提唱したのは、清直を初めとするのではなく、既に、賀茂真淵が『外宮考』で、

先古事記に（略）次登由宇氣神此者坐外宮之度相者也と記したる此外宮てふ事も豊受大神もこゝにまますは上つ代より傳れる事しるしの有て外宮てふ名は万葉集にあまた見たるは天皇の外宮にして内つ宮に對へたる名なれは其外宮に別に主なし、よりて思ふに度相の外宮も同じ天照大御神の坐にこそあれめされと此大御神は幸す事もなきに此名有は凡の名は右にひとしくして是は荒御魂を斎奉して外宮といふならんとおほゆ、さて豊受大神は相とのに坐こと内宮の二神の如くなるべし、是をひとへに等由氣宮とのみいふは既奈良朝の頃より一二宮の神司の争ふある意より五十鈴宮の本よりふるきまゝに唯一宮の如くいひなし世間の人も五十鈴宮の和御魂を敬ひてとはまゝに

外宮の荒御魂の大御名は中々に岩門がくりしましつれは登由氣大神のみ專此宮をうしはきますか如くや聞えつらむと論じてゐるところである。⁽³⁴⁾そして、この真淵説に関して、本居宣長は、その意見に同調しつつも『伊勢二宮さき竹の辨』で、

まづ此度會宮は、上古豐受大神御鎮の前より、外宮と申て、まことに件の考の説のごとく、天照大御神の外宮にて、天皇の外宮と同じこゝろばへなりき。(略)さて外宮を内つ宮に對へたる名也といはれたるは、たがへり。天皇の宮も、常の宮をば、大宮とこそ申せ、内宮と申せることはない。外宮といふは、つねの大宮の外にあるよしの名也。内宮に對へていふにはあらず。さて伊勢の外宮も、五十鈴の正宮の外なる宮のよしにて、内宮といふに對したる名にはあらず。後にこそ外宮に對へて、五十鈴宮を内宮とは申せ、古は延喜式のころまでも、内宮といふ稱は、かつてなかりしこと也。(略)さて内宮を和御魂の宮、外宮を荒御魂の宮と思はれたるは、いみじき相違也。(略)豐受大神は、相殿に坐なるべしといはれたるも、さらに據なき説なり。(略)雄略天皇の御世に豐受大御神を迎奉りて、鎮座なりしよりは、外宮は此大御神の宮となれるが故に、等由氣宮とは申すにぞ有ける。

と云い、『古事記傳』十五之卷御孫命御天降の段「外宮」の項において、

外宮は師の祝詞考に、(略)五十鈴宮の外宮にして、た、天照大御神の宮なり、と云れたるは、昔より比なき考にして、信に然ることなり、然れば元來有し天照大御神の外宮に、豐受大神を鎮祭れるなり、

と述べ⁽³⁵⁾、『止由氣宮儀式帳』に書かれている外宮御鎮座伝承を指示し、真淵の内宮即和御魂宮・外宮即荒御魂宮説や豐受大神相殿神説を厳しく批判し、内宮と外宮の呼称は延喜の頃まで存在せず、外宮の呼称の起源は内宮に對して生じたものでなく、五十鈴宮の外にあることより発生したことを力説している。

清直の外宮（トツミヤ）思考は、大旨、この真淵・宣長説と同じ視点に立つものであるが、清直と真淵・宣長との

大きな相違点は、清直が、外宮とは本来、御饌殿のことを指すことを提示していたのに対し、彼らは、あくまでも豊受大神宮の正宮自体を問題としていたのであり、そこに清直の特異性が認められる。³⁷⁾

おわりに

本稿においては、従来の清直研究に欠けていた彼の思想的な側面へアプローチすべく、その神宮觀を考察したが、凡そ、

一、皇大神宮の相殿神として、清直は、朝廷における天皇と中臣・斎部両氏の関連より察して、天児屋根命と太玉命の二神を考えていたこと

二、朝廷の舍人と采女は、神宮においては内人と物忌に相当し、御巫内人を含めたそれらの職掌は總て宸儀に准じて設置されたものであると彼は見ていたこと

三、清直は、朝廷の大（新）嘗祭と神宮の神嘗祭とは同一の重典であり、両者の本源とその発生、また儀式のスタイルと主旨についても密接な相互関係があることを論証していること

四、外宮（トツミヤ）とは、本来、御饌殿のことを指し、その称呼は、天皇の内裏の外なる離宮を常都宮と言うのに同じく、内宮に対するものであること

の四つの事柄を実証することができた。そして、これらに内在する一貫した思想としては、清直の「神宮は即ち神朝廷である」との一種、信念にも似た強い意識が挙げられ、それが、彼の神宮考証学の一つの判断基準となっていることが是認されるのである。

補注

(1) 清直のこれまでの研究としては、松木時彦氏「御巫清直先生小伝」、大神宮叢書『神宮神吏考證』後篇付録の御巫清直翁伝、加藤玄智博士「御巫清直大人と太神宮本記歸正鈔」(『明治聖德記念学会紀要』第三十二卷所収)、和田年弥氏「御巫清直と『白庭餘藻』」(『藝林』第二十五卷第四号所収)、中西正幸氏「家集にみる清直像」(神宮司序刊『瑞垣』第百十四号所収)、「神嘗祭の古儀復興と御巫清直」(『維新前後に於ける國學の諸問題』所収)・「近世の神宮歌人」(『國學院雑誌』第八十七卷十一号所収)の御巫清直の項等があり、各々非常に優れたものではあるが、主に彼の伝記的かつ事蹟の研究に尽きていると言えよう。

- (2) 桜楓社新訂版・西宮一民編『古事記』一二〇・一頁
- (3) 神宮文庫所蔵自筆本(第三門四〇六八号)
- (4) 大神宮叢書『神宮神吏考證』前篇、四〇八・九頁
- (5) 同右書、四〇九頁
- (6) 同右
- (7) 同右書三六・七頁
- (8) 同右書三九・四〇頁
- (9) 大神宮叢書『神宮神吏考證』後篇、三九頁
- (10) 同右書、四〇頁
- (11) 同右
- (12) 同右

(13) 同右書、五四・五頁
(14) 度会行忠の『神名秘書』や中川経雅の『大神宮儀式解』において、興玉神は大宮地の神（地主神）と解されている。

(15) 注(3)に同じ

(16) 大神宮叢書『神宮神吏考證』後篇、三八・九頁

(17) 大神宮叢書『神宮神吏考證』前篇、七一九・七二〇頁

(18) 同右書、三八三・四頁

(19) 同右書、三八四・五頁

(20) 同右書、三八七頁

(21) 同右書、三八九頁

(22) 同右書、三九一頁

(23) この見解を如実に示すものとして、清直の家集『引商刺羽』の、

猿田彦大神

狹長田の狹田とや名にもおひぬらし

伊鈴河原にあらきはやして

八千矛の神の御代よりいすゝ河

なかられたえせぬ宇治の地主

の二首の詠がある。

(24) 大神宮叢書『神宮神吏考證』前篇、二〇四・二〇六頁

(25) 高天原で天照大神が豊受大神を厚く奉祭することは、本居宣長が『伊勢二宮さき竹の辨』で詳しく述べている。

(26)

大嘗祭の祭神として、清直は天照大神を考えておらず、『豊受大神寔錄』に「延喜踐祚大嘗祭式ヲ按ルニ、悠紀、主基ノ國ノ斎場ニ所作ノ八神殿一字、祭神八座、御歲神、高御魂神、庭高日神、大御食、大宮女神、事代主神、阿須波神、波比伎神ノ八柱ヲ祭ルト謂へり。又在京ノ斎場ニテモ同シク八神殿ヲ造ル。其レヲ御膳八神トモ、又ハ御膳神八座トモ稱セリ。是ヲ以テ見レハ大御食神トアル一柱主神ニシテ、自餘ノ七柱ハ配祀ナル事昭カナリ。朝堂院ノ南庭ニ所造ノ大嘗宮ノ悠紀、主基ニ殿ノ内ニ設ル神座モ帖上ニ施ス。坂枕唯一座ノ御料ノミナルニテモ、御膳神一柱ノ主タルコトヲ察知スヘシ。」と記し、豊受大神（大御食神）を比定している。

(27)

清直が斎王ニ天皇と見ていた傍証としては、『大神宮ノ事ハ諸社ニ異ナル事考』で「實ニ太神宮ハ天皇ノ大祖猶親ノ礼ヲ以テ奉斎セラル、大宮ナルカ故ニ同殿共床ニ斎キ賜ヒシ故實ヲ存シテ斎宮ト称号シ其御杖代ト為テ令レ奉レ斎賜フ皇女ヲ斎内親王ト称シ（略）天皇ニ代リテ斎キ賜フ皇女ナレハ宸儀ニ准セラル、ニコソ」と言い、『斎宮寮考證』内院の項に「按ルニ内院ハ字書ニ、天子宮禁日内ト又有垣牆者日院トアル義ニシテ、斎王ハ毎事宸儀ニ准セラル、例ナリ。故ニ常居シ給フ御殿ノ一郭ヲ内院ト稱ス。」とあり、同書御殿の項にも「按ルニ延喜式、日本紀略、北山鈔、江家次第、拾芥鈔等ノ諸書ニ、内裏ノ清涼殿ヲ御殿ト稱ス。清涼殿ハ天皇常ニ宸居シ給フ殿ニシテ、九間四面アリト云ヘリ。斎宮ノ御殿ハ斎王常居ノ殿ナルヲ以テ、清涼殿ニ准シ、御殿ト稱スルナリ。然シテ清涼殿ハ東面ナレト、此御殿ハ南面タルコト神宮雜事記ニ、斎宮南面御前ニシ奉ニ拜賀トアルヲ以テ證トスヘキ。南面ナルコトハ紫宸殿ニ准セラル、モノナラム。」とあらわしが列挙できる。

(28)

大神宮叢書『神宮神吏考證』前篇、七五九頁

(29)

鎌田純一先生は「神宮年中行事の成立」（『大倉山論集』第二十輯所収）において、清直とは全く違った方法論により、その成立事情を明らかにされている。即ち、「皇大神宮年中行事」に記載されている白散御饌等の節供、並びに卯杖等の特殊神事を取り上げ、綿密なる考証を施され、これら諸行事の神宮における起源を天武天皇の御代とし、天武天皇の恩召し

によって、朝廷をモデルにして神宮にもそれらの行事が採用、定着せられたことを提示されたのである。是非参照されし

(30) 神宮文庫所蔵本（第一門一二五九三号「御巫清直雜考」六八葉の内）

(31) 大神宮叢書『神宮神吏考證』中篇、二・三頁

(32) 大神宮叢書『神宮神吏考證』前篇、三九一・二頁

(33) この構図の内裏と内宮の関係について、「大神宮ノ事ハ諸社ニ異ナル事考」で「然シテ太神宮殿宇ノ建築制度ハ都テ大内ノ宮殿ニ擬セラレテ内裡ト称スルト同ク内宮ト号セラレ其在地ヲ内郷ト呼ヒ後ニ宇治ノ字ヲ假ルモ畿内ヲウチツクニト唱フルニ等シ古事記ニ神朝廷ト称スルハ誣フルニ非ヌ同殿共床ノ礼ヲ失ヒ賜ハサル正名トヤ称シ謂サム」と述べている。

(34) 神宮文庫所蔵本（第一門八一五四号）

(35) 大神宮叢書『度会神道大成』後篇、八四七・八頁

(36) 筑摩書房『本居宣長全集』第十卷、一七二頁

(37) 外宮（トツミヤ）に関する最近の研究で、清直と類似した意見として、桜井勝之進博士『伊勢神宮の祖型と発展』第三伊勢神宮の原像「磯宮と外つ宮」項の説があるが、博士は『続日本紀』文武天皇二年十二月乙卯（廿九日）条の「遷^ス多氣

大神宮于度會郡」を重視し、外宮に対し原始内宮を多氣の斎宮に比定しておられるが、清直はあくまで内宮ニ五十鈴宮との範疇を逸脱した考えは持っていないかったのである。